

平成28年度において

講じようとする小規模企業施策

この文書の記載事項については、数量、金額等は概数によるものがあり、
また、今後変更される場合もあることに注意されたい。

第1章	需要を見据えた経営の促進	411
第1節	技術力の強化.....	411
第2節	販路・需要開拓支援.....	413
第3節	海外展開支援.....	414
第2章	新陳代謝の促進	417
第1節	創業・第二創業支援.....	417
第2節	事業承継支援.....	419
第3節	資金繰り支援・事業再生支援.....	420
第4節	人材・雇用対策.....	423
第3章	地域経済の活性化に資する事業活動の推進	427
第1節	地域資源の活用.....	427
第2節	商店街・中心市街地の活性化.....	428
第3節	その他の地域活性化.....	430
第4章	地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備	432
第1節	経営支援体制の強化.....	432
第5章	その他の小規模企業振興関係施策	433
第1節	被災地の中小企業・小規模事業者対策.....	433
第2節	財務基盤の強化.....	436
第3節	取引価格の適正化、消費税転嫁対策.....	437
第4節	消費税軽減税率対策.....	439
第5節	経営安定対策.....	439
第6節	官公需対策.....	440
第7節	人権啓発の推進.....	440
第8節	調査・広報の推進.....	440
第6章	業種別・分野別施策	441
第1節	中小農林水産関連企業対策.....	441
第2節	中小運輸業対策.....	444
第3節	中小建設・不動産業対策.....	445
第4節	生活衛生関係営業対策.....	446
第5節	環境・エネルギー対策.....	446
第6節	IT化の促進.....	448
第7節	知的財産対策.....	448
第8節	標準化の推進.....	452

平成28年度において講じようとする小規模企業施策

平成26年6月20日に成立した小規模企業振興基本法においては、小規模事業者の事業の持続的発展との基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関する施策を講じる際の四つの基本方針を定めている。

＜基本方針＞

1. 国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進を図ること。
2. 小規模企業の経営資源の有効な活用並びに小規模企業に必要な人材の育成及び確保を図ること。
3. 地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進を図ること。
4. 小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図ること。

これら四つの基本方針の実現に向け、「小規模企業振興基本計画（平成26年10月3日閣議決定）」において、四つの目標を設定している。

- (1) 需要を見据えた経営の促進
- (2) 新陳代謝の促進
- (3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- (4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

以下では、上記四つの目標に取り組むために、平成28年度において講じようとする小規模企業施策を紹介していく。

第1章 需要を見据えた経営の促進

<小規模企業振興基本計画における目標(1)>

(1) 需要を見据えた経営の促進

—顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし—

小規模企業は、人口減少や生活様式の変化などの我が国経済社会の構造変化による需要の減少に直面している。加えて、資金、人材、商品開発力などの経営資源の制約から、価格競争力や販売力が弱く、構造変化の影響を受けやすいという性質を有している。

他方で、顔の見える信頼関係に基づいた取引が強みであるため、大企業が応えきれていないニーズを捉え、価格競争に巻き込まれない様々な商品・サービスを開発・提供することにより、国内外の新たな需要を開拓する潜在的な対応力を有している。さらに、ITの普及に伴い、規模が小さな企業であってもこれまでの商圏を越えて活躍する可能性は拡大している。こうした小規模企業の構造変化への“潜在的な対応力”を最大限に発揮するため、自らの強みを把握した上での需要の創造や掘り起こし、ITのさらなる活用、新たな商品・サービスの開発・提供など、需要を見据えた計画的な経営を促進する。

第1節 技術力の強化

1. 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業【平成28年度：139.7億円の内数】

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、交際し等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に関する取り組みを支援する。

また、中小企業新事業活動促進法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。(継続)

2. 中堅・中小企業への橋渡し研究開発促進事業【27年度補正予算：11.0億円の内数】

中堅・中小企業等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためにはそれのみでは不十分なことがある。

このため、優れた基盤技術等を有する機関がその技術の中堅・中小企業等に橋渡しすることにより、実用化を促進することが重要となる。

そこで、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）において、革新的な技術シーズを事業化に結びつける「橋渡し研究機関」として、全国144の公設試等の機関の確認を行うとともに、中堅・中小企業等が、「橋渡し研究機関」の能力を活用して共同研究等を実施する際に、助成（補助率2/3以内、補助上限1億円）を行う。(継続)

3. 国立研究開発法人産業技術総合研究所における中小企業への橋渡しの取組【産業技術総合研究所運営費交付金の内数】

国立研究開発法人産業技術総合研究所において、地域の中堅・中小企業のニーズ等を把握している公設試験研究機関に産総研のイノベーションコーディネータを配置する等の全国規模の連携体制を構築し、地域企業の有する革新的な技術シーズを事業化につなぐ「橋渡し」機能の強化に取り組み、中堅・中小企業等の研究開発を支援する。(継続)

4. 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施する。(継続)

5. 研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）【税制】

中小企業・小規模事業者等による研究開発投資について、試験研究費の額の12%相当額の税額控除ができる措置（税額控除限度額は法人税額の25%）及び特別試験研究費（大学等との共同・委託研究や中小企業者からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究など）の20%又は30%相当額の税制控除ができる措置（税額控除限度額は法人税額の5%）を講じる。

上記に加え、①試験研究費が過去3年平均より5%超増加する等の場合に、その増加した試験研究費に試験研究費の増加割合（上限30%）を乗じた額を控除できる制度又は②試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度のいずれかを選択して適用できる措置（税額控除限度額は法人税額の10%（平成28年度末まで））を講じる。(継続)

6. 中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力をPRするデータベースや日本公庫による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図るとともに、特定補助金等への多段階選抜方式の導入拡大を図る。(継続)

7. 異分野連携新事業分野開拓【財政投融资】

中小企業新事業活動促進法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施する。(継続)

8. 医工連携事業化推進事業【28年度予算：35.0億円の内数】

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として伴走コンサルを実施する。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、平成28年度は実証事業において50件程度の医療機器実用化を支援する。(継続)

9. 企業活力強化資金（ものづくり関連）【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請け中小企業の振興を図るため日本公庫が必要な資金の貸付を行う。（継続）

第2節 販路・需要開拓支援

1. 小規模事業者対策推進事業【28年度予算：51.5億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援する。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。（継続）

2. 各種展示会や商談会等による販路開拓支援【中小機構交付金の内数】

中小企業・小規模事業者が農商工連携や地域資源活用等により開発した商品・サービス等について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が展示会や商談会等の開催を通じて、販路開拓・拡大を支援する。（継続）

3. 販路開拓コーディネーター事業【中小機構交付金の内数】

中小企業者等が新商品・新技術・新サービスについて、首都圏・近畿圏におけるテストマーケティング活動の実践を通じ、新たな市場への手がかりを掴むとともに、販路開拓の力をつけることを中小機構に配置されている商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）が支援する。（継続）

4. 販路開拓サポート支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構が、自ら主催する展示会またはそれらの同時開催展等に出展する企業に対し、バイヤーの招聘や販路開拓のアドバイス等を行うことにより、マッチングを促進し、中小・ベンチャー企業の販路開拓を支援する。（継続）

5. 新事業創出支援事業【中小機構交付金の内数】

中小機構の全国10支部・事務所にマーケティング等に精通した専門家を配置し、中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法に基づく事業計画の策定により、新事業に取り組む中小企業等に対して一貫してきめ細かな支援を行う。（継続）

6. J-GoodTech（ジェグテック）【中小機構交付金の内数】

中小機構が、ニッチトップやオンリーワンなどの優れた技術・製品を有する日本の中小企業の情報をウェブサイトに掲載し、国内大手メーカーや海外企業につなぐことで、中小企業の国内外販路開拓を支援する。（継続）

第3節

海外展開支援

1. 中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業【28年度予算：14.3億円の内数】

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、ジェトロと中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査（F/S）、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援、原産地証明制度に係るセミナーの開催や相談窓口の設置等、現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって戦略的に支援を行っていく。また、海外子会社の経営に課題を抱えている企業に対して、事業再編計画の策定等を支援する。（継続）

2. JAPAN ブランド育成支援事業【28年度予算:10.0億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援する。（継続）

3. 農商工連携等によるグローバルバリューチェーン構築事業【27年度補正予算：10.0億円の内数】

商社等の民間事業者や研究機関等からなる共同事業体が行う、農業生産・加工・流通・海外販売の一連の流れの中での課題を商工業の先端技術やノウハウにより解決する事業を支援し、その成果普及を行う。（新規）

4. 海外展開・事業再編資金【財政投融资】

経済の構造的変化に適応するために海外展開または海外展開事業の再編を行うことが経営上必要な中小企業の資金繰りを支援するため、日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）による融資を実施していく。（継続）

5. 海外子会社の資金調達支援等

中小企業経営力強化支援法に基づき、日本公庫が新事業活動促進法の経営革新計画の承認等を受けた中小企業者の海外子会社等の現地金融機関からの借入れに対して債務保証を実施する。（継続）

6. グローバルニッチトップ支援貸付制度【28年度予算：財投計画額130.0億円】

特定分野に優れ、世界で存在感を示す中堅中小企業（グローバルニッチトップ企業）やその候補となる中堅・中小企業等の戦略的な海外展開を支援するため、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）がグローバルニッチトップ支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行う。（継続）

7. 技術協力活用型・新興国市場開拓事業【28年度予算：24.0億円の内数】

我が国企業の新興国市場獲得支援のため、以下3事業を実施。

- ①経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導等を支援する。

- ②中堅・中小企業において課題となっている海外展開を担う「グローバル人材」の不足を解決するため、日本の若手人材の海外インターンシップ派遣及び、日本企業への外国人のインターンシップ受入を実施。
- ③開発途上国の社会課題を解決する製品・サービスの開発等に、開発途上国現地の大学・研究機関・NGO・企業等と共同で取り組む日本企業への補助。

8. 低炭素技術輸出促進人材育成事業【28年度予算：9.0億円の内数】

温室効果ガスの削減に貢献するため、日本企業が持つ先進的な低炭素技術の国際展開促進を目的とした、

- ①エネルギーインフラ等の運転・保守管理及び②海外現地日系企業等の工場における生産プロセスの省エネ化のための現地人材育成を支援。(継続)

9. 民間連携ボランティア制度の活用及び帰国JICAボランティアとのマッチング【28年度予算：1.6億円の内数】

国際協力機構においては各企業のニーズに合わせ、社員を青年海外協力隊・シニア海外ボランティアとして途上国に派遣する民間連携ボランティア制度を活用し、グローバル社会で活躍できる人材の育成に努める。また帰国したJICAボランティアの就職支援の一環として、特定の途上国を熟知した人材と企業が必要とする人材のマッチング促進を行う。(継続)

10. 中小企業の貿易保険利用における企業信用調査料の減免措置

中小企業の貿易保険を活用した輸出支援のため、貿易保険を利用する際に必要な取引先の信用情報の提供について、NEXIがその費用を負担する措置を引き続き講じる。(継続)

11. 中小企業による貿易保険の利用促進のための普及・広報活動（セミナー・相談会等）

中小企業による貿易保険の利用を促進するため、NEXIが主催するセミナーや個別相談会を開催するとともに、中小企業関係機関等が主催するセミナーや提携地方銀行等の公員勉強会などにNEXIから講師を派遣し、貿易保険の普及啓発を行う。(継続)

12. 貿易保険へのアクセス改善

中小企業の海外展開を支援するため、NEXIは、平成23年12月に地方銀行11行との提携による「中小企業海外事業支援ネットワーク」を発足。

さらに、平成26年に貿易保険法を改正し、国内に広いネットワークを有する国内の損害保険会社からNEXIが再保険を受けることが可能となった。

これら、金融機関や損害保険会社とネットワークを形成することを通じて、地域の中小企業の貿易保険のアクセス改善等、利便性の向上を図る。(継続)

13. 安全保障貿易管理の支援

外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理の実効性向上のための説明会の開催や、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業との連携による専門家派遣等を通じ、輸出や技術提供を行う中小企業における安全保障貿易管理に係る自主管理体制の整備を支援する。(継続)

14. BOPビジネスの推進【ジェットロ交付金の内数】

BOP/ボリュームゾーン・ビジネスを推進するため、ジェットロでは、現地コーディネーターの活用などを通じ、事業フェーズに応じた一貫支援を行い、企業の個別支援を実施する。また、BOPビジネスを考える日本企業を対象とした国内相談会の他、受容性調査を通じたマーケティング支援、試験販売を通じた販路開拓支援を行い、BOP/ボリュームゾーン・ビジネスへの積極的な参入を促進する。さらに、アフリカに拠点を設立することを目指す企業を支援するための実証事業を継続して実施する。(継続)

15. 中小企業等の製品・技術等とODAのマッチング事業【28年度予算：1,490.5億円の内数】

ODAにより、日本の中小企業等の優れた製品・技術等を途上国の開発に活用することで、途上国の開発と日本経済の活性化の両立を図ることを目的としている。(継続)

16. 中小企業等の海外展開支援（中小企業製品を活用した機材供与）【28年度予算：1,629億円の内数】

途上国政府の要望や開発ニーズに基づき、日本の中小企業の製品を供与することを通じ、その途上国の開発を支援するのみならず、中小企業の製品に対する認知度の向上等を図るもの。具体的には、途上国の開発ニーズに基づく中小企業の製品リスト（注：個別の商標名のリストでない）を医療や農業、職業訓練等の分野ごとにパッケージとして途上国側に提示し、途上国側の要請内容に基づいた製品を供与している。

(継続)

17. 新輸出大国コンソーシアム【27年度補正予算：59.9億円の内数】

中堅・中小企業等の海外展開を支援するため、JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などの支援機関を幅広く結集したコンソーシアムを設立。このコンソーシアムでは、専門家が企業に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から市場開拓まで、総合的に支援する。(新規)

18. TPP原産地証明性度普及・啓発事業【27年度補正予算：4.8億円の内数】

TPPを契機として輸出拡大につなげるために、海外に販路を拡大しようとする中小事業者等に対して、原産地規則に関する理解度を高める必要があるため、原産地証明の自己証明制度について、事業者へ普及・啓発を図ることを目的として、ガイドラインの作成、セミナー開催及び相談窓口の設置等を実施する。(新規)

第2章 新陳代謝の促進

<小規模企業振興基本計画における目標（2）>

(2) 新陳代謝の促進

—多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出—

小規模企業は、経営者・従業員の高齢化、後継者不足等により、廃業が増加する傾向にある。他方で、女性・若者・シニアなど多様な人材に対して、小規模企業は、様々な価値観に基づく多様な働き方を提供している。また、我が国全体としての雇用拡大にも貢献している。

多様な働き方を提供し、自己実現、社会貢献等の生きがいを生み出す小規模企業の起業・創業や第二創業を促進する。また、事業承継により、本来我が国経済社会にとって有用な経営資源の散逸を防ぎ、地域の経済社会の発展に結びつけていく。事業の継続が見込まれない場合には、事業の廃止を円滑化することで、その生活の安定や再チャレンジに向けた環境を整備する。さらに、小規模企業の人材確保・育成を強化し、多様で新たな人材がその能力を発揮できる環境を整備することにより、誰もが小規模企業で働きやすい地域社会の実現を目指す。

第1節 創業・第二創業支援

1. 創業・第二創業促進補助金【28年度予算：8.5億円の内数】

地域で新需要を創造する新商品・サービスを提供する創業者の創業費用や、事業承継を契機に既存事業の全部又は一部を廃止し、新分野に挑戦する第二創業者の創業費用及び廃業費用（法手続費用、在庫処分等）に係る助成を行う。（継続）

2. 創業支援事業者支援事業【28年度予算：8.5億円の内数】

産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（創業者への継続的な経営指導、ビジネススキルアップ研修、コワーキングスペース運営事業等）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援する。（継続）

3. 新創業融資制度【財政投融資】

新たに事業を開始する者や事業を開始して間もない者に対し、無担保・無保証人で日本公庫が融資を行う制度である。（継続）

4. 女性、若者／シニア起業家支援資金【財政投融資】

女性や30歳未満の若者、55歳以上の高齢者のうち、開業して概ね7年以内の者を対象に日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）が優遇金利を適用し、多様な事業者による新規事業の創出を支援する。（継続）

5. 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）【財政投融资】

日本公庫が、事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者に対して融資を実施する。（継続）

6. 創業者向け保証

民間金融機関による創業者への融資を後押しするため、信用保証協会において、これから創業する者又は創業後5年未満の者等を対象とする保証制度を実施する。（継続）

7. 起業・創業時に必要となるリスクマネーの供給強化

産業革新機構、日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）の活用等により、起業・創業時及び事業化に必要なリスクマネーの供給を引き続き促進していく。（継続）

8. ファンド出資事業（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド）

民間の投資会社が運営する投資ファンドについて、中小機構が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、民間資金の呼び水としてファンドの組成を促進し、創業又は成長初期の段階にあるベンチャー企業（中小企業）や新事業展開等により成長を目指す中小企業への投資機会の拡大を図る。（継続）

9. グローバル・ベンチャー・エコシステム連携強化事業【28年度予算：4.1億円の内数】

新事業創造の担い手である起業家・ベンチャー企業や大企業、ベンチャー支援人材（VC等）等からなる「ベンチャー創造協議会」の活動を通じて、事業連携の促進やネットワーク形成等を図り、国内のスタートアップ・コミュニティを活性化する。また、「シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト」として、起業家や中堅・中小企業等のシリコンバレーへの派遣や日米交流イベントの開催等によってシリコンバレーとのネットワーク形成を進める。（継続）

10. 創業スクール事業【28年度予算：8.5億円の内数】

全国の支援機関が、創業スクールを開催してビジネスプランの作成まで指導し、創業までのフォローアップを行うとともに、受講生を対象としたビジネスプランコンテストの開催等を行う。（継続）

11. エンジェル税制【税制】

創業後間もないベンチャー企業への個人投資家（エンジェル）による資金供給を促進するため、引き続き、本税制の普及啓発を実施し、起業促進に向けた環境整備を図る。（継続）

12. 企業のベンチャー投資促進税制【税制】

企業が、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣の認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資した場合に、その出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度である。

本制度が有効活用され、我が国から多くの魅力的なベンチャー企業が生まれるよう、引き続き周知普及を徹底する。（継続）

13. 経営革新支援事業

新事業活動促進法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。(継続)

14. 地域における創業支援体制の構築

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が協働し、自らが持つ素材や技術等の強み・弱みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援する。(継続)

15. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【28年度予算：16億円の内数】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業または経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資（女性・若者・シニア創業者は基準金利－0.4%）等を整備することで、経営力の強化を図る。(継続)

16. 地域経済循環創造事業交付金【28年度予算：16.1億円の内数】

産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金（地域金融機関の融資等）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付する。

なお、平成27年度の「秋のレビュー」の結果を踏まえ、公共性及び新規性・モデル性の観点から対象事業の重点化を図るとともに、条件不利地域で財政力の弱い自治体に配慮しながら、一定の地方費負担を導入し、ローカル・アベノミクスの効果的な全国展開を推進することとしている。(継続)

17. 女性起業家等支援ネットワーク構築事業【28年度予算：2.0億円の内数】

経済産業省では、女性の起業を支援するため、地域の金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした女性起業家等支援ネットワークを全国10箇所形成する。起業を志すあらゆる段階にいる女性や、事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家を確実にフォローできる体制をネットワーク内に構築し、既存の起業家支援施策への橋渡し等、女性のニーズに応じたきめ細やかな支援を行うこととする。(新規)

18. 生涯現役起業支援助成金【28年度予算：8.7億円の内数】

中高年齢者の雇用機会の創出を図り、生涯現役社会の実現を推進するため、中高年齢者が起業を行う際に必要となる、募集・採用や教育訓練にかかる経費の一部を助成する。(新規)

第2節 事業承継支援**1. 小規模企業共済制度**

小規模企業の経営者に退職金を支給する小規模企業共済制度について、引き続き、制度への加入促進

と共済金等の支給を着実に実施する。(継続)

2. 事業引継ぎ支援事業【28年度予算：58.4億円の内数】

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、47都道府県の各認定支援機関に設置されている事業引継ぎ支援センター等において事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M & A等によるマッチング支援を実施する。平成28年度には、事業者に対して早期かつ計画的な事業承継を促す取組を実施するとともに、より小規模なM & A等によるマッチング支援体制を強化する。(継続)

3. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度（事業承継税制）【税制】

事業承継税制は、後継者が経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続、遺贈又は贈与により取得した場合において、その後継者が事業を継続することを前提に、相続税・贈与税の納税を猶予し、後継者の死亡等の一定の場合には猶予税額を免除する制度である。平成21年度より事業承継税制の適用の基礎となる認定を開始し、平成27年12月末までに、相続税に係る認定を827件、贈与税に係る認定を431件実施した。(継続)

4. 経営承継円滑化法による総合的支援

経営承継円滑化法には遺留分の制約を解決するための民法の特例をはじめとした総合的支援が盛り込まれており、民法特例の適用の基礎となる経済産業大臣の確認を実施する。(継続)

5. 事業承継円滑化支援事業【中小機構交付金の内数】

全国各地で中小企業の事業承継を広範かつ高度にサポートするための事業承継支援ネットワーク体制の形成、中小企業支援者向けの研修や事業承継フォーラムによる中小企業経営者等への普及啓発を実施する。(継続)

第3節 資金繰り支援・事業再生支援

1. きめ細かな資金繰り支援

平成28年1月20日に成立した平成27年度補正予算において、中小企業・小規模事業者の生産性を向上させるための様々な取組に対して、公的金融機関における貸付制度や保証制度の創設や拡充を実施した。具体的には、日本政策金融公庫において、地域の雇用を生み出すなど地域活性化に貢献する中小企業・小規模事業者が設備投資等を行う場合に、通常よりも低利で融資を行っている。また、信用保証協会において、返済条件緩和などの条件変更を実施しているものの、経営改善の可能性が高い中小企業・小規模事業者に対して複数債務を一本化し、新規融資を受けやすくするための保証（借換保証）を実施している。

2. セーフティネット貸付

セーフティネット貸付のうち経営環境変化対応資金は、社会的、経済的環境の変化の影響等により、一時的に売上高や利益が減少している等の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、7億

2,000万円（日本公庫（中小企業事業）、商工中金）、4,800万円（日本公庫（国民生活事業））の範囲内で融資を実施するものである。平成28年度は、資金繰りに困難を来す中小企業・小規模事業者を支援するため厳しい業況にあり認定支援機関等の経営支援を受ける場合に金利の優遇措置を行う。（継続）

3. 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）【28年度予算：39.8億円】【財政投融资】

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う。また、貸付期間の拡充（運転資金：5年→7年、設備資金：7年→10年）、据置期間の拡充（運転資金：6か月→1年、設備資金：6か月→2年）、貸付限度額の拡充（1,500万円→2,000万円）を引き続き実施する。（継続）

4. 小規模事業者経営発達支援融資【28年度予算：0.2億円】【財政投融资】

事業の持続的発展に取り組む小規模事業者を支援するため、経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所による経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が低利で融資を行う。（継続）

5. 資本性劣後ローンの推進【28年度予算：158億円の内数】

資本性劣後ローンとは、中小企業・小規模事業者に対して、リスクの高い長期・一括償還の資金（資本性資金）を供給し、財務基盤を強化することで、民間からの協調融資を呼び込み、中小企業・小規模事業者の資金繰りを安定化する日本公庫の融資制度である。平成28年度も引き続き実施していく。（継続）

（注）期限一括償還型の貸付であって、融資を受けた中小企業・小規模事業者が法的倒産となった場合に貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる制度。毎期の決算の成功度合いに応じて金利を変更する等の制度設計とすることにより、当該劣後ローンは、金融検査上自己資本とみなすことが可能となっている。

6. 中小企業・小規模事業者経営力強化融資・保証事業【28年度予算：16.0億円の内数】【財政投融资】

認定支援機関の支援を前提とした、日本公庫による創業または経営多角化・事業転換等を行う中小企業・小規模事業者に対する低利融資（女性・若者・シニア創業者は基準金利－0.4%）等を整備することで、経営力の強化を図る。（継続）（再掲）

7. 借換保証の推進【28年度予算：10.0億円の内数】

従来の借換保証を継続するとともに、経営改善の可能性が高く、また、経営者に意欲があるにもかかわらず、条件変更の実施により前向きな金融支援を受けることができない中小企業・小規模事業者に対し、既住の保証付融資を新たな保証付融資に借換え、更に真水（ニューマネー）を追加することを可能とする新たな借換保証を推進する。（継続）

8. セーフティネット保証（4号及び5号）

セーフティネット保証4号は自然災害によって、セーフティネット保証5号は業種の構造的な不況によって、それぞれ経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者を対象として、信用保証協会

が一般保証とは別枠で保証を実施するものである（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円）。（継続）

9. 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

自らでは経営改善計画の策定ができない中小企業・小規模事業者等の経営改善を促進するため、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定支援機関（税理士・弁護士・地域金融機関等）が中小企業・小規模事業者等に対して行う経営改善計画の策定支援やフォローアップに要する費用の一部（2/3）を補助する。（継続）

10. 中小企業再生支援協議会【28年度予算：58.4億円の内数】

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行う。（継続）

11. 中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置及び金融支援を実施する。（継続）

※平成28年度の税制改正により、登録免許税に係る特例措置が終了。

12. 中小企業再生ファンド

再生に取り組む中小企業の再生計画上、資金繰り支援、経営支援や必要な資金供給等を実施するため、中小機構と地域金融機関、信用保証協会等が一体となって、地域内の中小企業の再生を支援する地域型ファンドや広域的に中小企業の再生を支援する全国型ファンドの組成の促進・活用に取り組む。（継続）

13. 「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等【28年度予算：1億円の内数】

平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、平成25年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣窓口について、引き続き実施する。また、公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証制度についても、引き続き実施する。また、融資慣行として浸透・定着を図る観点から、広く実践されることが望ましい取組事例を継続的に収集し、引き続き公表する。また、中小企業・小規模事業者等を主な対象としてガイドラインの説明会を引き続き開催する。（継続）

14. 金融行政における小規模事業者に対する経営支援の強化等

金融行政方針に基づき、金融機関に対し、担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図るよう促す。（継続）

15. 貿易保険が付保された中小企業の輸出代金債権の流動化促進

中小企業に対する資金供給促進のため、NEXIは商工中金や3大メガバンクと連携し、中小企業から金融機関へ譲渡した貿易保険付保輸出代金債権について、中小企業から金融機関へ譲渡するスキームの活用促進を図る。(継続)

16. 沖縄の中小企業金融対策

沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という）を活用した沖縄の中小企業対策は、日本政策金融公庫が行う業務・取組について、同様に行うとともに、沖縄の特殊事情を踏まえ独自の貸付制度の拡充を実施する。(継続)

17. 「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用

中小企業の経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す観点から、「中小企業の会計に関する基本要領」の普及・活用を推進する。その普及策として、平成27年度においても、「中小企業の会計に関する基本要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率を0.1%割り引く制度を実施する。(継続)

第4節 人材・雇用対策

1. 中小企業・小規模事業者人材対策事業【28年度予算：18.1億円の内数】

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、紹介、定着といった支援事業を行う。また、カイゼン指導者を育成し派遣するとともに、中小サービス業・ものづくり現場・まちづくりの中核を担う人材、小規模事業者を支援する人材を育成する。(継続)

2. 中小企業大学校における人材育成事業【中小機構交付金の内数】

全国9か所にある中小企業大学校において、中小企業支援人材の能力向上のための研修を実施するとともに、中小企業の経営者、管理者等を対象に経営課題の解決に直接結びつくような研修を実施する。(継続)

3. ふるさとプロデューサー育成支援事業【28年度予算：10.0億円の内数】

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、海外市場を見据えて販路開拓を行う取組の中心的担い手となることができる人材育成の取組を支援する。

4. 労働者の雇用維持対策【28年度予算：82.6億円の内数】

景気の変動等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、雇用調整助成金を支給する。また、本助成金については不正受給防止対策にも積極的に取り組んでおり、不正受給を行った事業主名等の公表、実地調査の実施等、本助成金のより一層の適正な支給に努める。(継続)

5. 魅力ある雇用創出に向けた雇用管理の改善の支援【28年度予算：61.0億円の内数】

企業の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある雇用創出を図るため、中小労確法に基づき各都道府県知事に改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が労働環境向上事業を行った場合に助成金を支給する。また、中小企業・小規模事業者等が労働協約・就業規則等を変更し、雇用管理制度を新たに導入した場合及び従業員の離職率を低下させた場合に助成金を支給する。（継続）

なお、28年度においては、以下の拡充を行う。

①助成対象を重点分野等の事業主以外へ拡大。

②介護労働者雇用管理制度助成を創設。介護事業主が、雇用管理責任者を選任し、労働協約・就業規則を変更することにより賃金制度を整備（賃金テーブルの設定等）した場合に助成金を支給。また、制度整備による効果として、計画期間終了後の離職率に係る目標の設定を義務づけ、計画期間1年経過後の目標を達成できた場合に60万円を支給。さらに計画期間終了3年経過後に離職率が上昇しなかった場合さらに90万円を支給。

6. 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業【28年度予算：8.8億円の内数】

人材不足分野の事業を営む事業主が、人材確保のために従業員の処遇や職場環境の改善などの雇用管理改善を行う場合に、雇用管理制度の導入支援等を実施し、「魅力ある職場づくり」を支援する。（継続）

①モデル調査コース

事業主が取り組むべき雇用管理の内容が明確となっていない分野を対象として、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施する。このコンサルティングの過程で得られたモデル取組事例について、その導入効果やノウハウ等の検証・分析を行い、分野ごとの特性を踏まえた効果的な雇用管理改善方を整理し、これを普及・啓発する。

②啓発実践コース

人材不足分野のうち、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護分野や建設分野について、雇用管理改善の実践段階に課題を抱える事業主に対し相談支援を行い、業界ぐるみでの雇用管理改善の実践や、雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とした地域ネットワーク・コミュニティによる地域ぐるみでの雇用管理改善の実践を促進する。

7. 地域雇用開発奨励金【28年度予算：33.2億円の内数】

地域における雇用の創出及び安定を図るため、雇用機会の不足している地域等において事業所の設置又は整備を行い、併せて地域求職者を雇い入れる事業主に対して、設置等の費用及び雇入れ人数に応じて助成を行う地域雇用開発奨励金を支給する。（継続）

8. 戦略産業雇用創造プロジェクト【28年度予算：93.4億円の内数】

良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組みを推進するため、製造業などの戦略産業を対象として、産業施策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援する戦略産業雇用創造プロジェクトを実施する。（継続）

9. 雇用促進税制の延長【税制】

平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に開始する各事業年度において、一定の要件を満たした法人で、雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域）において、質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）を創出させた場合、その増加雇用者一人当たり40万円の税額控除を行うことできる措置を実施する。

（平成27年度からの変化）

税額控除の適用の基礎となる増加雇用者数を、法人全体での雇用保険一般被保険者の増加数から、同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数へ見直した上、適用期限を2年延長。（継続）

10. 失業なき労働移動の促進（労働保険特別会計）【28年度予算：132.0億円の内数】

労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成を行う。また、労働移動支援助成金（受入れ人材育成支援奨励金）により、再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合や、雇入れ後、当該労働者に対し訓練を行った場合に助成を行う。

さらに、労働移動支援助成金（キャリア希望実現支援助成金）により、65歳を超えても安定的な雇用機会を得ることができるよう、生涯現役企業（65歳を超えて継続雇用が可能な企業）が自発的にキャリアチェンジを希望する労働者を移籍により受け入れた場合や、移籍等により労働者を受入れた事業主がその労働者に対して訓練を実施した場合に助成を行う。（継続）

11. 福祉人材確保重点プロジェクト【28年度予算：16.8億円の内数】

「福祉人材コーナー」の拡充等を行い、福祉（介護・医療・保育）分野におけるマッチング支援の強化を図る。（継続）

12. 若者応援宣言の促進【28年度予算：7.2億円の内数】

若者の採用・育成に積極的で、企業情報等を積極的に公表する中小企業については、「若者応援宣言企業」として情報発信の後押しを行う。（継続）

13. 若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度【28年度予算：7.2億円の内数】

若者の雇用管理が優良な中小企業について、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（昭和45年法律第98号）に基づき、厚生労働大臣が「ユースエール認定」企業として認定する制度を創設し、中小企業の情報発信を後押しすることにより、当該企業が求める人材の円滑な採用を支援する。（継続）

14. 三年以内既卒者等採用定着奨励金【28年度予算：5.1億円の内数】

既卒者や中退者の新規学卒卒での応募機会の拡大及び定着・促進を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を新たに行い、一定期間定着させた事業主に対して「三年以内既卒者等採用定着奨励金」を支給する。（継続）

15. 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援【28年度予算：11.0億円の内数】

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- ①経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するため、「最低賃金総合相談支援センター」を全国（47カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。
- ②業種別全国中小企業団体を対象として、賃金の引上げに向けた販路拡大等のための市場調査、ビジネスモデル開発等に要した経費を助成（上限2000万円）する。
- ③全国40道県の中小企業・小規模事業者を対象として、労働能率増進のための設備投資等を行い、事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた場合に、取組経費を助成（助成率1/2、企業規模30人以下の小規模事業者は3/4）する。

なお、平成28年度からは、①について利用者の利便性向上のため、相談窓口の開設日と専門家派遣日数を増加する。（継続）

16. 地域若者サポートステーション事業【28年度予算：37.0億円の内数】

ニート等の若者の職業的自立を支援するために実施する地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を設置し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを実施している。また、定着・ステップアップ事業により、サポステの支援を受けて就職した者に対し、就労後の定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労にステップアップするための支援を全国で実施している。平成28年度においては、全国160か所に設置し、引き続き、必要な支援を行うとともに、中途退学者等の支援を更に充実させるため、学校等関係機関と連携を強化し、切れ目のない支援を実施することとしている。（継続）

17. キャリアコンサルティングの普及促進

民間職業紹介・就職支援機関や企業の人事管理・人材育成部門、学校におけるキャリア教育などにおけるキャリアコンサルタントの活用に係る普及・啓発、企業内のキャリア形成支援を推進するための相談・支援等を通じて、キャリアコンサルティング（労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。）の活用について普及促進を進める。（継続）

第3章

地域経済の活性化に資する事業活動の推進

＜小規模企業振興基本計画における目標(3)＞

(3) 地域経済の活性化に資する事業活動の推進

－地域のブランド化・にぎわいの創出－

地域に根差して事業活動を行う小規模企業の活力向上には、個々の事業者の支援のみでなく、地域全体が面的に活性化することが必要である。同時に、小規模企業の事業が活性化することにより、地域が活力を取り戻すという側面もあり、小規模企業の振興と地域経済の活性化は表裏一体である。多様な機能を有する地域のコミュニティが持続し、地域を活性化するためには、地域に存在する魅力を掘り起こし、面的・横断的に捉え、創造的な発想・取組により、地域の魅力を内外に対して広く浸透させていくことが重要である。これにより、地域のブランド化を進め、にぎわいを創出する。その際、国の関係省庁、地方公共団体及び支援機関等が適切に連携を図ることにより、効果を高める。

これらの取組により、小規模企業とともに持続・発展する地域づくりを進める。

第1節 地域資源の活用

1. 小規模支援法に基づく経営発達支援計画の認定

小規模支援法に基づき、全国の商工会・商工会議所が市町村や地域の金融機関等と連携して、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制の整備を全国各地で進めるため、商工会・商工会議所が策定する「経営発達支援計画」について、認定を行う。(継続)

2. 小規模事業対策推進事業【28年度予算：51.5億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援する。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。(継続)(再掲)

3. ふるさと名物支援事業【28年度予算：10.0億円の内数】

中小企業・小規模事業者が、地域資源の活用や農林漁業者との連携により行う、新商品・新サービスの開発、販路開拓を支援する。また、地域資源の活用や、農林漁業者との連携により行う商品開発等に取り組む事業者に対して、一般社団法人等が行う消費者嗜好に関する情報提供、マッチング支援などの取組を支援する。(継続)(再掲)

4. JAPAN ブランド育成支援事業【28年度予算：10.0億円の内数】

中小企業の海外販路開拓の実現を図るため、複数の中小企業が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定や、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援する。(継続)(再掲)

5. 伝統的工芸品の指定

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品への指定の申出があった工芸品について調査、検討を行った後、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品の指定及び指定の変更を行う。(継続)

6. 伝統的工芸品産業振興関連補助事業【28年度予算：12.5億円の内数】

(1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下「伝産法」という。）に基づき、伝統的工芸品産業の振興のため以下の支援を行う。(継続)

①産地の製造協同組合等が実施する以下の事業に対する補助

- ・後継者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・意匠開発事業
- ・連携活性化事業
- ・産地プロデューサー事業 等

②伝産法第23条に基づく一般社団法人・一般財団法人が実施する以下の事業に対する補助

- ・人材確保及び技術技法継承事業
- ・産地指導事業
- ・普及推進事業
- ・需要開拓事業 等

(2) 伝統的工芸品の産地ブランド化推進

伝統的工芸品の産地への観光客誘致・海外販路開拓を後押しするため、伝統的工芸品の産地にデザイナー等の外部人材等を招聘する取組を支援。

7. 伝統的工芸品の普及・推進事業

伝統的工芸品に対する国民の理解を増進するため、毎年11月を「伝統的工芸品月間」とし、伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催等の普及・啓発事業を実施する。(継続)

第2節 商店街・中心市街地の活性化

1. 地域商店街の活性化に向けた総合的支援

地域商店街活性化法に基づき、商店街活性化事業計画を国が認定した商店街等について、支援措置を講ずる。(継続)

2. 全国商店街支援センターによる人材育成等

中小企業関係4団体が共同で設立した「全国商店街支援センター」において、人材育成、ノウハウ提供等の支援を行う。(継続)

3. 中心市街地活性化協議会運営支援事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小機構に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に、各種相談対応、HPやメールマガジンでの情報提供、交流会の開催によるネットワーク構築支援等を行う。(継続)

4. 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が抱える様々な課題に対応するため、中小機構に登録された商業活性化に関する各分野の専門家を派遣する。(継続)

5. 中心市街地商業活性化診断・サポート事業【中小機構交付金の内数】

中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、セミナー等の企画・立案支援・講師の派遣や、個別事業の実効性を高めるための助言・診断・課題整理・情報提供等を行う。(継続)

6. 土地譲渡所得の特別控除【税制】

地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等に対し、認定商店街活性化事業計画等に基づく事業の用に供するために土地等を譲渡した場合には、土地等の譲渡所得に係る1,500万円特別控除の対象とする措置を引き続き講ずる。(継続)

7. 商店街・まちなかインバウンド促進支援事業【27年度補正予算：10.0億円の内数】

商店街等における外国人観光客の買物需要等を取り込むための環境整備等の取組に対する支援を行う。(新規)

8. 地域・まちなか商業活性化支援事業【28年度予算：20.3億円の内数】

コンパクトシティ化に取り組む「まち（中心市街地）」、地域コミュニティ機能・買物機能を維持・強化する「商店街」において、商業施設等の整備や空き店舗への店舗誘致など、地域商業の活性化の取組みに対する支援を行う。(継続)

9. 中心市街地活性化のための税制措置【税制】

中心市街地活性化法の改正により創設した「特定民間中心市街地経済活力向上事業」に基づいて行われる、①建物及び建物附属設備、構築物の取得に対し、5年間30%の割増償却制度、②不動産の取得に対し、その不動産の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率を1/2とする措置を講じる。平成28年度税制改正において、②の適用期限を2年延長する。(継続)

第3節

その他の地域活性化

1. 地域の企業立地の促進

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、地域が自らの特色を活かした企業立地を促進し、地域産業活性化を目指す取組を支援するため、工場立地法の特例措置、日本公庫を通じた中小企業向け低利融資、企業立地に係る地方交付税措置を実施予定。（継続）

2. 地域経済循環創造事業交付金【28年度予算：16.1億円の内数】

産学金官地域ラウンドテーブルを構築し、地域の資源と資金（地域金融機関の融資等）を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等に対して、地方自治体が助成する経費に対し、交付金を交付する。

なお、平成27年度の「秋のレビュー」の結果を踏まえ、公共性及び新規性・モデル性の観点から対象事業の重点化を図るとともに、条件不利地域で財政力の弱い自治体に配慮しながら、一定の地方費負担を導入し、ローカル・アベノミクスの効果的な全国展開を推進することとしている。（継続）

3. 企業の地方拠点強化税制【税制】

地方創生のためには、東京一極集中を是正し、地方に良質な雇用を創出することが必要である。このため、企業の本社機能等の東京圏から地方への移転や地方における拡充をした場合に、計画の認定を受けた企業のオフィスに係る建物等の取得等について、取得価額の15%の特別償却（移転の場合には、取得価額の25%）又は取得価額の4%の税額控除（移転の場合には、取得価額の7%）の選択適用、その地方拠点において雇用した者に対する雇用促進税制の特例を講じる措置、及び企業の地方拠点強化に係る地方交付税の措置を引き続き講じる。また、平成28年度税制改正により、雇用促進税制の特例措置について、雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度と重複して適用できることとする。（継続）

4. 地域中核企業創出・支援事業【28年度予算：20.5億円の内数】

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国大の外部リソース（大学、協力企業、金融機関等）とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援する。（新規）

5. 連携中枢都市圏の形成による新たな広域連携の推進【28年度予算：1.3億円の内数】

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏を形成することやその取組を支援する。平成28年度より地方交付税措置に加えて、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設等の整備について、地域活性化事業債の対象とすることとしている。（継続）

6. 企業活力強化資金【財政投融资】

中小事業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請中小企業の振興を図るため日本公庫が必要な資金の貸付を行う。

なお、平成28年度においては、以下の拡充を行う。

- ①訪日外国人旅行者向けに設備投資等を行い、インバウンド対応に取り組む中小小売業者（消費税免税店、免税手続事業者）等に対する低利融資制度の拡充。
- ②中心市街地関連地域において不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律第15条1項各号に定めるまちづくり会社等に限る）の事業を営む者に対する低利融資制度の拡充。（継続）

7. 地域中核企業支援貸付制度【28年度予算：財投計画額70.0億円】

地域の中核を担い地域経済へ一定の影響力を有する中堅中小企業が、新分野への進出等のイノベーションの取組や戦略的な経営改善の取組を行う場合に、商工中金が地域中核企業支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行うことにより、これらの取組を支援する。（継続）

8. 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充のための税制措置【税制】

平成28年度税制改正において、外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充として、免税販売の対象となる購入下限額の引下げや、商店街区内の大規模小売店舗を設置している者が商店街の組合員である場合、大規模小売店舗とこの商店街区を一つの特定商業施設として、免税手続カウンターの設置を認める措置等を講じる。（新規）

9. 地域連携支援貸付制度【28年度予算：財投計画額30.0億円】

地域資源を活用する事業協同組合・企業連携体が、新事業展開、地域資源活用、連携・再編等の取組を行う場合に、商工中金が地域連携支援貸付制度により、長期・一括返済・成功払いによる融資を行うことにより、これらの取組を支援する。（新規）

10. 国際化に対応した地域における消費単価向上支援事業【27年度補正予算：1.0億円の内数】

地域が誘客を狙う外国人旅行者の客層や嗜好・ニーズを分析・特定し、それを踏まえた新たな観光客向けサービスの検討・試行や、消費を喚起する魅力的な街並み整備に向けた戦略策定を支援し、消費単価の向上を図る。（新規）

＜小規模企業振興基本計画における目標(4)＞

(4) 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備

－事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応－

小規模企業は、人口減少等の構造変化の中で、地域で雇用を維持して事業を行うだけでも大変な努力が必要である。

この状況を踏まえ、様々な支援機関が、小規模企業の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に対応していく姿勢で支援に臨むことが何より必要である。また、支援に当たっては、一時的な支援ではなく継続した支援を行うことも肝要である。さらに、国、地方公共団体及び支援機関が連携することで、国内外の新たな需要を開拓し、これまでの商圈を越えてチャレンジする小規模企業が的確に需要を見据え、獲得できるよう支援を行うことも極めて重要である。

このような支援を効果的に行うため、地域ぐるみで総力を挙げて小規模企業の課題を解決し、成果を出す支援体制の構築を目指す。

第1節 経営支援体制の強化

1. 小規模事業者対策推進事業【28年度予算：51.5億円】

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援するとともに、地域一体となって取り組む特産品の開発や販路開拓等を支援する。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。(継続)(再掲)

2. 小規模事業者統合データベース整備事業【28年度予算：2.0億円】

中小機構に整備した統合データベースに、支援機関等が保有する情報を統合し、その分析を通じて、小規模事業者の経営課題に応じた支援施策の検討や支援情報の提供を行うための体制を整備する。(継続)

3. 中小企業連携組織支援対策推進事業【28年度予算：6.8億円の内数】

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部の助成などの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援する。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合(監理団体)等の事業の適正化を支援する。(継続)

4. 経営支援と一体となった高度化融資による設備資金の支援

中小企業が事業環境の改善や経営基盤の強化を図るために、事業協同組合等が共同で取り組む事業に対し、中小機構と都道府県が協調し、事業計画への診断・アドバイスをを行うとともに、必要な設備資金について、長期・低利（又は無利子）の貸付を行う。（継続）

5. 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【28年度予算：54.7億円の内数】

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、一步踏み込んだ専門的な助言を行う「よろず支援拠点」を各都道府県に設置するとともに、支援人材の増強やサテライトオフィスの設置等による支援体制の拡充・強化を図る。

また、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施する。（継続）

6. ローカルベンチマークの活用促進

平成27年度に策定したローカルベンチマークについて、金融機関等の支援機関及び経営者への普及と活用促進を図っていく。また、ローカルベンチマークの活用例、基礎データの更なる収集と分析、ベストプラクティスの収集等のフォローアップも行う。平行して関係省庁や施策との関連づけも行っていく。（継続）

第5章

その他の小規模企業振興関係施策

第1節

被災地の中小企業・小規模事業者対策

1. マル経・衛経融資の貸付限度額・金利引下げ措置【財政投融資】

東日本大震災により直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対し、無担保・無保証・低利で利用できる日本公庫によるマル経・衛経融資の貸付限度の拡充（通常枠とは別枠で1,000万円。）、金利引下げ（別枠1,000万円につき、貸付後3年間に限り、通常金利から更に0.9%引下げ。）を引き続き実施する。（継続）

2. 東日本大震災復興特別貸付【28年度予算：157億円の内数】

東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援として、平成23年5月より、日本公庫（国民生活事業及び中小企業事業）・商工中金において、「東日本大震災復興特別貸付」を平成28年度も引き続き実施する。また、原発事故に係る警戒区域等の公示の際に当該区域内に事業所を有していた中小企業・小規模事業者や、地震・津波により事業所等が全壊・流失した中小企業・小規模事業者に対しては、県の財団法人等を通じ、実質無利子化する措置も平成23年度に創設（平成23年8月22日より措置）しており、平成28年度も引き続き実施する。（継続）

3. 東日本大震災復興緊急保証

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、既存の一般保証や災害関係保証、セーフティーネット保証とは別枠の新たな保証制度を平成23年度に創設。平成28年度も、特定被災区域内に

において引き続き実施する（100%保証。保証限度額は無担保8,000万円、最大2億8,000万円。）。(継続)

4. 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

原子力発電所事故の被災区域に事業所を有する中小企業等が福島県内において事業を継続・再開する場合に必要な事業資金（運転資金・設備資金）を長期・無利子、無担保での融資を行う。(継続)

5. 「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援【28年度予算：25.6億円の内数】

平成23年度に被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して設立した「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」において、引き続き、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を実施する。(継続)

6. 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」による事業再生支援

被災事業者の二重ローン問題に対応するため、東日本大震災事業者再生支援機構では旧債務に係る返済負担の軽減等の支援を実施する。(継続)

7. 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減

東日本大震災及び原子力発電所の事故による被害を受けた中小企業者や小規模事業者等が産業復興相談センターを活用した事業再建に取り組む際に、金利負担を軽減することにより、早期の事業再生の実現を図ることを目的とする事業。具体的には産業復興相談センターの再生計画策定支援を受けた被災事業者に対し、再建手続き期間中に発生する利子を補填するもの。平成23年度に創設。平成28年度も引き続き実施する。(継続)

8. 被災中小企業復興支援リース補助事業の実施

被災中小企業の二重債務負担の軽減を図るため、東日本大震災に起因する設備の滅失等により債務を抱えた中小企業に対し、設備を再度導入する場合のリース料の10%を補助する。(継続)

9. 中小企業組合等協同施設等災害復旧事業【28年度予算：290.0億円の内数】

東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進するため、

①複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧にかかる費用に対して、国が1/2、県が1/4の補助、

②商工会等の中小企業者のための指導・相談施設等の災害復旧事業にかかる費用に対して、国が1/2の補助、

を実施し、被災された中小企業等のグループ等の施設の復旧等に対して支援を行う。

なお、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な場合、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施も支援する。(継続)

10. 仮施設整備事業・仮施設有効活用等助成事業【28年度予算：8.3億円の内数】

本格的な復興の段階に至っていない地域などで事業再開を行うなど、仮施設によらざるを得ない案件を対象として整備を引き続き行っていく。また、仮施設の有効活用を図るため、本設化、移設、解体・撤去を行う被災市町村に対して費用を助成。(継続)

11. 施設・設備の復旧・整備に対する貸付

東日本大震災により被害を受けた中小企業者が、県から認定を受けた復興事業計画に基づいて、その計画を実施するために必要な施設・設備の復旧・整備を行う場合に、中小機構と県が協力して、必要な資金の貸し付けを行う。(継続)

12. 事業復興型雇用創出事業【28年度予算：40.6億円の内数】

被災地での安定的な雇用を創出するため、産業施策と一体となって雇用面から支援を実施する。(継続)

13. 特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部及び経済産業局に設置している特別相談窓口において東日本大震災による被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。(継続)

14. 中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。(継続)

15. 官公需における被災地域等の中小企業者に対する配慮【28年度予算：9.9億円の内数】

毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮等を盛り込むとともに、以下の周知を行う。(継続)

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区 の長に対し、「中小企業者に関する国等の基本方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じるよう要請する。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を全都道府県で開催する。
- (3) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体の機関及び商工関係団体等に配布する。

16. 独立行政法人日本貿易保険（NEXI）による対応

被災者支援として、NEXIでは平成23年4月より、罹災した中小企業を対象とした①保険契約諸手続の猶予、②被保険者義務の猶予・減免、③被保険者の経済的負担の減免措置を実施。また、風評被害への対応として、放射能汚染を理由とした貨物の輸入制限・禁止等による損失のうち、新たな規制が導入されて輸入が制限又は禁止されるケースや仕向国政府による違法又は差別的な対応を受けるケース等、

貿易保険によりカバーされる具体的事例を公表。また、相談窓口をNEXI内に設置し、貿易保険未加入者も含め、風評被害に関する相談等に応じる。(継続)

17. 被災者雇用開発助成金【28年度予算：2.2億円の内数】

東日本大震災による被災離職者等の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。また、対象労働者を10人以上雇い入れる事業主に対して助成金を上乗せする。(継続)

18. 放射線量測定指導・助言事業【28年度予算：0.3億円の内数】

東日本大震災、原子力災害による工業製品等の風評被害への対策として、放射線量測定等に関する指導・助言（工業製品等の表面汚染測定又は核種測定等を行うとともに、指導・助言及び同測定に関する情報提供等）を行う専門家チームを派遣する事業等を実施する。(継続)

19. 福島県等復興産学官連携支援事業【28年度予算：1.0億円の内数】

東日本大震災、原子力災害により、未だ風評の影響が残る福島県、宮城県を対象として、被災企業と大学、公的研究機関又は大手企業等との連携の機会を提供し、試作品製作等を支援することにより、商品開発、販路開拓を促進する。(新規)

20. 原子力災害対応雇用支援事業【28年度予算：42.4億円の内数】

原子力災害の影響を受けた福島県内の被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施する。(新規)

21. 震災等対応雇用支援事業

被災地における被災者の一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業を実施する。(継続)

第2節 財務基盤の強化

1. 中小軽減税率の引下げ【税制】

年所得800万円以下の部分に係る法人税率（19%）を15%に引き下げる措置を講じる。(継続)

2. 中小企業投資促進税制【税制】

機械装置等を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置。なお、機械装置等のうち、生産性の向上に資する一定の設備を取得した場合には、即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%）ができる。(継続)

3. 中小企業者等の小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例【税制】

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間300万円を限度に、全額損金算入すること

ができる措置。平成28年度税制改正で、適用対象から従業員1,000人超の法人を除いた上で、適用期限を2年延長することとされた。(継続)

4. 欠損金の繰越控除・繰戻還付【税制】

欠損金の繰越控除は、当期の事業年度に生じた欠損金を繰り越して翌期以降の事業年度の所得金額から控除することができる措置。平成28年度税制改正で、平成30年度から繰越期間を10年（現行：9年）にすることとされた。また、当期の事業年度に生じた欠損金を1年繰戻し、法人税額の還付を請求することができる措置。平成28年度税制改正で、適用期限を2年延長することとされた。(継続)

5. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制【税制】

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（税額控除は資本金3,000万円超の法人を除く）ができる措置を講じる。(継続)

6. 交際費等の損金不算入の特例【税制】

交際費等を支出した場合、①定額控除限度額（800万円）までの損金算入と②支出した接待飲食費の50%までの損金算入を選択適用できる措置。平成28年度税制改正で、適用期限を2年延長することとされた。(継続)

7. 中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。(継続)

8. 新たに取得する機械装置の固定資産税の軽減

中小企業等経営強化法に基づいて中小企業が策定し、認定された経営力向上計画に記載されている新規の機械装置（経営力向上設備）（160万円以上で、生産性が1%向上（10年以内に販売開始）等）を取得した場合に課される固定資産税の課税標準を、3年間に渡り1/2に軽減する措置を講じる。(新規)

第3節 取引価格の適正化、消費税転嫁対策

1. 下請等中小企業の取引条件の改善

下請等中小企業の取引条件の改善に幅広く取り組むため、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」の下で、大企業・中小企業に対する大規模な調査を実施しており、今後、調査結果を踏まえて必要な対策を講じていく。(新規)

2. 下請代金法の運用強化【28年度予算：9.9億円の内数】

下請取引の公正化、下請事業者の利益保護のため、公正取引委員会と中小企業庁が密接な協力関係の下、下請代金法を執行する。平成28年度においても、公正取引委員会及び中小企業庁が親事業者等に

対して書面調査等を実施するとともに、下請代金法違反事実に関する情報提供・申告等を行うための「申告情報受付窓口」により、下請代金法違反に関する情報収集を行い、下請代金法の厳格な運用に努める。さらに、11月に実施する「下請取引適正化推進月間」においては、特別事情聴取を実施し、下請代金法の厳格な運用を図る。また、年末の金融繁忙期に向けた下請事業者の資金繰り確保の点から、親事業者代表取締役（約20万社）及び関係事業者団体代表者（約600団体）に対し、経済産業大臣、公正取引委員会委員長の連名で、下請代金法に基づく下請取引の適正化の要請文を発出し、同法の周知徹底を図る。（継続）

3. 相談体制の強化と下請取引適正化に関する普及啓発【28年度予算：9.9億円の内数】

全国48か所に設置する「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する（平成26年度の相談件数は5,473件、無料弁護士相談681件）。さらに、27年度補正予算事業として、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、個別指導やセミナー等を行う。また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催する。さらに、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係を構築するためのガイドライン（下請適正取引等の推進のためのガイドライン。経済産業省、国交省及び総務省の所管16業種。）について、全国で説明会を開催する。（継続）

4. 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援【28年度予算：9.9億円の内数】

下請中小企業振興法に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施する。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施する。（継続）

5. 下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援【28年度予算：9.9億円の内数】

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行う。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を開催する。（継続）

6. 下請事業者への配慮要請等【28年度予算：9.9億円の内数】

下請中小企業振興法に基づく下請事業者及び親事業者がよるべき一般的基準（振興基準）等について、講習会等で周知を図る。加えて、下請事業者への配慮等を行うよう、関係事業者団体の代表者宛てに要請文を発出する。（継続）

7. 消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業【28年度予算：32.1億円の内数】

消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うため、全国に474名の転嫁対策調査官を配置。併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する情報を収集するため、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者全体に対して大規模な書面調査を実施するなど、転嫁拒否行為等の監視・取締りを行う。（継続）

第4節 消費税軽減税率対策

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援【27年度予備費：995.8億円】

消費税軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないように、事業者の準備が円滑に進むよう取り組む。具体的には、①中小小売事業者等に対して、複数税率に対応したレジの導入等の支援を行うとともに、②複数税率への対応ができない電子的な受発注システムを用いている中小小売事業者・卸売事業者等に対して、システム改修の支援を行う。(新規)

2. 消費税軽減税率対応窓口相談等事業【27年度補正予算：170.0億円の内数】

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。また、税制抜本改革法（平成24年法律第68号）において、消費税率の上げが規定されているため、転嫁対策窓口相談等も併せて実施する。(新規)

第5節 経営安定対策

1. 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済制度）【中小機構交付金の内数】

取引先企業の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済金の貸付を行う倒産防止共済制度について、引き続き、制度への加入促進や共済金の貸付けを着実に実施する。(継続)

2. 経営安定特別相談事業【28年度予算：0.37億円の内数】

全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」による相談事業を円滑に実施するため、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を引き続き支援する。(継続)

3. 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進【財政投融资】

中小企業・小規模事業者の緊急時の事業継続力の強化と企業価値の向上を図るため、BCPの普及・定着の促進に係る取組を引き続き実施する。また、中小企業・小規模事業者自らが策定したBCPに基づき防災施設等の整備を行う者に対して、日本公庫において低利融資を引き続き実施する。(継続)

4. ダumping輸入品による被害の救済【28年度予算：0.5億円の内数】

貿易救済措置のうちAD措置は、他国企業から我が国に対するダumping輸入により、国内産業が損害を受けた際に、国内産業からの申請を受けて政府が調査を実施した上で関税の賦課により、公正な市場競争環境を確保する措置である。平成27年度5月に開始した韓国及び中国産水酸化カリウムに対するAD調査について、国際ルール及び国内法令に基づき公正且つ適切に進めていく。また、企業等への説明会やWTO協定整合的に調査を行うための調査研究を実施する。(継続)

第6節

官公需対策

1. 「平成28年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定及び周知徹底【28年度予算：9.9億円の内数】

国等の新規中小企業者をはじめとする中小企業向け契約目標、中小企業者の受注の機会の増大のために実施する措置等を閣議決定する。

また、基本方針を周知徹底するために以下の取組を実施する。

- (1) 経済産業大臣から各府省等の長、都道府県知事、全市町村の長及び東京特別区の長に対し、「中小企業者に関する国等の基本方針」の閣議決定に係る要請を行うとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努める。
- (2) 地方における「基本方針」の周知徹底を図るための全国説明会（官公需確保対策地方推進協議会）を全都道府県で開催する。
- (3) 地方において新規中小企業者からの調達を推進するための取組に関する情報の共有や連携方策を協議する会議（新規中小企業者調達推進協議会）を開催する。
- (4) 「官公需契約の手引き」を作成し、国等の機関、地方公共団体等の機関及び商工関係団体等に配布する。（継続）

2. 中小企業・小規模事業者の受注機会増大のための「官公需情報ポータルサイト」【28年度予算：9.9億円の内数】

中小企業・小規模事業者が官公需に関する受発注情報を入手しやすくするため、国等や地方公共団体がホームページで提供している発注情報等を中小企業・小規模事業者が一括して入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営する。（継続）

第7節

人権啓発の推進

1. 人権啓発【28年度予算：1.9億円の内数】

健全な経済活動の振興を促進するため、事業者を対象とした人権啓発のためのセミナー等の啓発事業を実施する。また、小規模事業者等が多く、特に重点的な支援が必要な地域又は業種に係る小規模事業者等の活性化のため、経営等の巡回相談事業及び研修事業を実施する。（継続）

第8節

調査・広報の推進

1. 小規模企業白書の作成

小規模企業の現状や課題を把握するため、小規模基本法第12条の規定に基づく年次報告等（平成28年（2016年）版小規模企業白書）を作成する。（継続）

2. 中小企業白書の作成

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業基本法第11条の規定に基づく年次報告等（平成28年（2016年）版中小企業白書）を作成する。（継続）

3. 施策の広報

中小企業施策を普及・広報するため、施策のポイントをまとめたパンフレットやチラシを作成し、各地方公共団体や中小企業支援機関、金融機関等に配付するほか、ミラサポ（中小企業支援ポータルサイト）を通じた情報発信やイベント「一日中小企業庁」の開催等により、広く普及・広報を実施する。

(1) 冊子類の発行

中小企業施策を利用する際の手引き書として200以上の施策を紹介した「中小企業施策利用ガイドブック」や施策別のパンフレットを作成し、中小企業、地方公共団体、中小企業支援機関（商工会、商工会議所等）、金融機関、中小企業を支援する税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等に広く配布する。（継続）

(2) 「一日中小企業庁」の開催

開催地の都道府県と中小企業庁が共催し、地元中小企業者の方々に最新の施策を紹介し、理解を深めていただくとともに、意見交換や交流の場を設け、今後の中小企業施策の見直し・拡充等に反映させるイベントを開催する。昭和39年度以来、毎年度開催している（継続）

(3) インターネットを活用した広報

① ホームページによる広報

中小企業庁ホームページにおいて、中小企業施策に関する最新情報、公募に関する情報、広報のためのチラシ、冊子等を公表する。（継続）

② メールマガジン

各中小企業支援機関と連携し、元気な中小企業の紹介、施策情報、地域情報、調査・研究レポート等の情報をメールマガジン登録者に、毎週水曜日に配信する。（継続）

(4) ミラサポ（中小企業・小規模事業者の未来をサポートするポータルサイト）

ミラサポを通じて最新の支援情報や補助金申請のノウハウ、活用事例などを分かりやすくタイムリーに全国の中小企業に届ける。（継続）

4. 中小企業実態基本調査

中小企業の売上高、従業者数等の経営・財務情報に関する統計を整備するため、中小企業基本法第10条の規定に基づく中小企業実態基本調査を実施する。（継続）

5. 中小企業景況調査の公表

中小企業の景気動向を把握するため、四半期ごとに中小機構が実施する中小企業景況調査の公表を行う。（継続）

第6章 業種別・分野別施策

第1節 中小農林水産関連企業対策

1. 6次産業化の推進

(1) 6次産業化ネットワーク活動交付金【28年度予算：20.3億円の内数】

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発や販路開拓の取組及び農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。また、市町村の6次産業化戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援する。(継続)

(2) 農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施する。(継続)

(3) 地理的表示等活用総合対策事業【28年度予算：1.7億円の内数】

地理的表示(GI)保護制度に係る登録申請に対する支援及び普及啓発、GI等を活用した地域ブランド化とビジネス化の支援、我が国のGIマーク及び農林水産物・食品等の海外における知的財産の侵害対策強化に取り組む。(継続)

(4) 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業【28年度予算：1.0億円の内数】

平成27年度までに事業を実施している地区について、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進する。(継続)

2. 中小農林水産事業者向け支援

(1) 木材産業等高度化推進資金、林業・木材産業改善資金【28年度予算：700億円の内数】

木材の生産・流通を合理化するため、木材産業等高度化推進資金による融資を行うとともに、林業・木材産業の経営改善等を実施するため、林業・木材産業改善資金を融資する。(継続)

(2) 木材加工設備導入利子助成支援事業【28年度予算：0.04億円の内数】

木材製品の高付加価値化や経営の多角化等を図るための設備導入とそれに伴う施設・設備廃棄等に必要な資金の借入に対する利子助成を行う。(継続)

(3) 森林・林業再生基盤づくり交付金(木材加工流通施設等の整備)【28年度予算：61.4億円の内数】

価格・量・品質面において安定的・効率的な供給ができるサプライチェーンを構築するために必要な木材加工流通施設の整備を支援する。(新規)

(4) 強い農業づくり交付金及び産地活性化総合対策事業(乳業再編整備等への支援)【27年度予算：強い農業づくり交付金：207.9億円の内数、産地活性化総合対策事業：20.5億円の内数】

(施策の目的)

飲用牛乳の消費が低迷する中、酪農家の経営安定に資するために、乳業工場の再編・合理化と衛生管理の向上を図ること等により、中小乳業の経営体質を強化を推進するため。

(施策の概要)

中小乳業の製造販売コストの低減や衛生水準の高度化を図るため、乳業工場の施設の新増設・廃棄、新増設を伴わない場合の乳業工場の廃棄等を支援する。

集送乳の効率化や乳業の再編整備に向けた取組を着実に推進するため、地域における課題の把握・検討、具体的な計画の策定、従業員の合理化への取組等を支援する。

(5) 食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、①HACCP導入のための施設、設備の整備、②HACCP導入の前段階の一般的衛生管理や品質管理を行うための体制、施設・設備の整備(高度化基盤整備)への金融支援を行う。(食

品産業品質管理高度化促進資金) (継続)

(6) 輸出総合サポートプロジェクト【28年度予算：14.8億円の内数】

(施策の目的)

2020年に1兆円とする目標の達成に向けて官民一体となって「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」(25年8月策定、以下「国別・品目別輸出戦略」という。)に沿って、輸出促進の取組を行う。

(施策の概要)

日本貿易振興機構(JETRO)等への補助を通じて、輸出に取り組む事業者等に対し川上から川下に至る総合的なビジネスサポートを強化する。

(27年度からの変化)

輸出拡大の可能性が高い地域を中心に、輸出に取り組む事業者の商品を試験販売し、現地の反応をフィードバックする「新興市場等におけるマーケティング拠点」の交付先について、ジェットロに対する特定補助から民間事業者等を含めての公募により決定することに変更する。

地理的表示(GI)を活用した輸出について、事業者からの相談に応じる専門家を設置する。

事業者発掘から商談支援、輸出相談窓口のワンストップ化、海外主要都市へのマーケティング拠点の設置など、ジェットロを通じ、輸出に取り組む事業者に対し、継続かつ一貫したサポート体制を提供する。(継続)

(7) 輸出に取り組む事業者向け対策事業【28年度予算：8.4億円の内数】

(施策の目的)

- ・農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成するため、「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」に沿って、輸出促進するため。

(施策の概要)

- ・水産物、コメ・コメ加工品、花き、畜産物、茶、林産物(木材)及び青果物の品目別輸出団体が、ジャパン・ブランドの確立を目的として、国内検討会の開催や海外マーケットの調査、輸出環境課題の解決等を実施する取組を支援する。
- ・多様な加工食品に関する国内の主要な輸出産地・関係事業者等を取りまとめる団体や地方ブロック規模において複数の品目を取りまとめる団体等が、通年又は長期の安定供給体制の構築等を目的とした、国内検討会、海外マーケット調査や海外での販路開拓の取組を支援する。
- ・対象国・地域が求める検疫搭乗券への対応や国際的に通用する認証の取得・更新や品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現を図るため、最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を支援する。

(平成27年度からの変化)

- ・ジャパン・ブランドの確立に向けた取組のうち、国内検討会の補助率を定額から1/2に品目別ロゴマークの管理の補助率を定額から3/4に変更。
- ・ジャパン・ブランドの確立に向けた取組に海外での販路開拓、販売促進の取組を追加。(補助率1/2)(継続)

3. 研究開発等横断的分野等における支援

(1) 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業【28年度予算：32.1億円の内数】

農林水産・食品分野の諸課題の解決や革新的な技術の開発につながる技術シーズ（新技術や新事業・アグリビジネスの創出につながる技術要素）を開発するための基礎段階、創出されたシーズを基に、実用化段階の研究開発に向けて発展的に進めるための応用段階、国の重要施策や農林水産・食品分野の多様なニーズに対応した技術の実用化段階の各段階における研究開発を推進、また産学官の技術力を活かし、実需者等の多様なニーズに応じた新品種を開発を推進する（継続）

(2) 日本公庫による各種融資【財政投融資】（継続）

第2節 中小運輸業対策

1. 倉庫業への支援

経済・社会環境の変化の中で高度化する物流ニーズやトラックドライバー不足に対応すべく、物流総合効率化法により効率的な物流を促進し、施設における物流機能の高度化及び業務の効率化を推進する。（継続）

2. 内航海運・国内旅客船事業対策

(1) 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業の円滑かつ着実な実施を図るため、同事業に要する資金について政府保証枠の設定による支援措置を講じる。（継続）

(2) 船舶共有建造制度【財政投融資】【28年度予算:187億円の内数】

鉄道・運輸機構の船舶共有建造制度により、内航海運のグリーン化に資する船舶や離島航路の維持・活性化に資する船舶といった政策的意義の高い船舶の建造を促進する。（継続）

3. 中小造船業・船用工業対策【28年度予算：〔1〕0.5億円の内数〔2〕160億円の内数（平成25年度予算）〔3〕6.4億円の内数〔4〕0.9億円の内数】

(1) 経営の安定のためのセーフティネットの確保に取り組むほか、〔1〕【経営技術の近代化に向けた講習会を実施するとともに労働災害の防止に向けての統括安全衛生責任者研修会を実施】する。（継続）

(2) 今般の東日本大震災では、東北の太平洋側に位置する37の造船所全てと多くの造船関連事業者が壊滅的な被害を受けたところ。国土交通省では、中小企業庁等、関係省庁との連携により、「中小企業等復旧・復興支援（グループ化）補助事業」の活用支援や、設備の早期復旧に必要な資機材の調達支援を行う。（継続）また、被災地域の水産業に大きく貢献する地元造船産業の復興を促進するため、地域基幹産業である水産業に貢献し、地盤沈下により復興が困難な中小造船関連事業者の集約等に対し、事業者により共有される建造・修繕施設、係留施設等の施設の建設費等に対して補助を行うための基金を設置し、8件、19事業者に対して114.2億円の補助金交付の決定を行っているところ。補助事業を実施中の事業については引き続き、適正に実施されるよう支援を続ける。〔2〕造船業等復興支援事業費補助金（継続）

(3) 我が国海洋産業の戦略的育成のための海洋資源開発技術と船舶からのCO2を削減する世界最先端の海洋環境技術の技術研究開発費に対し補助を行う。〔3〕海事産業関連技術研究開発費補助金（継続）

- (4) 造船業への理解を深め、造船業を目指す若者を増やすため、造船所によるインターンシップを推進するほか、造船を学ぶ高校生向けの魅力ある教材の作成などに取り組む。(継続・新規) 引き続き、外国人造船就労者受入事業の適正化を図り、外国人材の活用を促進する。〔4〕造船業における人材の確保・育成(継続)

第3節 中小建設・不動産業対策

1. 地域建設産業活性化支援事業【28年度予算：1.7億円の内数】

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅建設企業及び建設関連企業(測量業、建設コンサルタント及び地質調査業)に対して、人材開発の専門家や中小企業診断士等の活性化支援アドバイザーが、経営上の課題又は施工管理等の技術的な課題の解決に資する幅広いアドバイスを実施。

また、担い手の確保・育成や生産性向上に資する取組でモデル性の高い案件については、重点支援として専門家の支援チームによる計画策定等の目標達成までの継続支援や計画実行段階の経費の一部支援を実施。

加えて、重点支援の取組や活性化支援アドバイザーの知見等を活かし、生産性向上に資するベストプラクティスの見える化、建設業に応用可能な他産業の生産性向上を参考にした、建設業版「生産管理モデル」の構築を検討し、本事業スキームによる支援にも活用するほか、ベストプラクティス・生産管理モデルに関するセミナー・個別相談会の開催や、オンライン講座等の効率的・効果的な教育手法を開発・試行する。(新規)

2. 建設業における金融支援の拡充

(1) 地域建設業経営強化融資制度の実施

元請建設企業の資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅元請建設企業が公共工事請負代金債権を担保に、融資事業者から工事の出来高に応じて融資を受けることが可能となる「地域建設業経営強化融資制度」を引き続き実施する。なお、本制度においては、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことにより、融資資金の確保と調達金利の軽減を図っている。

(2) 下請債権保全支援事業の実施

下請建設企業等の債権保全及び資金調達の円滑化を一層図るため、中小・中堅下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等をファクタリング会社が保全する場合に、そのリスクを軽減する損失補償を実施し、また、当該下請建設企業等が負担する保証料について助成を行う「下請債権保全支援事業」を引き続き実施する。(継続)

3. 建設業の海外展開支援【28年度予算：0.7億円の内数】

中堅・中小建設企業の海外進出を支援するため、企業の海外進出のステージに応じた適切な支援を実施する。具体的には、対象国において市場調査を行い、我が国建設企業の海外建設市場への展開可能性について分析する。その結果を踏まえ、対象国への進出を検討している中堅・中小建設企業の経営者層を対象に、海外進出のための海外進出戦略策定セミナーを全国にて開催し、訪問団を派遣する。そのほ

か、海外見本市等への出展支援、海外建設実務セミナーの開催や、海外建設・不動産市場データベース等を通じた最新情報の発信、紹介等の取組みを行う。(継続)

4. 中小不動産業者に対する金融措置

中小不動産事業者の信用を補完し金融を円滑化するため、中小不動産事業者の協業化円滑資金や地域再生のための事業資金等に対する債務保証事業を継続実施する。(継続)

5. 地域型住宅グリーン化事業【28年度予算：110億円の内数】

地域における木造住宅の生産体制を強化し、環境負荷の低減を図るため、資材供給、設計、施工などの関連事業者からなるグループによる、省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅・建築物の整備に対して支援を行う。(継続)

6. 木造住宅施工技術体制整備事業【28年度予算：5.1億円の内数】

新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力の向上に資するリフォーム技術講習等の取組に対する支援を行う。(継続)

第4節 生活衛生関係営業対策

1. 生活衛生営業対策【28年度予算：10.3億円の内数】

理美容業、クリーニング業、飲食店営業などの生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進するため、生活衛生同業組合及び連合会、全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センターに対して補助を実施する。平成28年度においては、生活衛生関係事業者の経営改善を支援するため、生産性向上に資する取組事例を収集し取りまとめるとともに、業態、規模及び地域性に応じたきめ細やかな経営相談、経営指導等を行うモデル事業（生活衛生関係営業生産性向上等モデル事業）などを重点的に実施する。(継続)

2. 生活衛生関係営業に関する貸付【28年度予算：25億円の内数】

生活衛生関係営業の資金繰り支援を行うことで公衆衛生の向上及び増進を図るため、株式会社日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）において、低利融資を行う。平成28年度においては、耐震化に係る運転資金の貸付内容の拡充等を行い、引き続き生活衛生関係事業者の資金需要に適切に対応する。(継続)

第5節 環境・エネルギー対策

1. 中小企業等の温室効果ガス削減量等を認証する制度（J-クレジット制度）における手続等支援【28年度予算：4.4億円の内数】

J-クレジット制度は、中小企業等の設備投資による温室効果ガスの排出削減量等をクレジットとして認証する制度であり、制度運営や事業計画の作成支援等を実施する。

また、本事業では、カーボンフットプリント（CFP）制度で「見える化」された、製品・サービスのCO2排出量をクレジットにより埋め合わせるカーボン・オフセットの仕組みの基盤整備を実施し、J-クレジット制度の下で創出されるクレジットの需要開拓も推進する。本事業により、中小企業等の省エネ設備投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。（継続）

2. 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）【財政投融资】

中小事業者の公害防止対策を促進するため、対象設備・利率を見直した上で、日本政策金融公庫による低利融資を引き続き実施する。（継続）

3. 公害防止税制【税制】

中小企業・小規模事業者の公害防止対策に対する取組を支援するため、本税制措置を引き続き実施する。（継続）

4. エネルギー使用合理化等事業者支援事業【28年度予算：515.0億円の内数】

工場・事業場における既設設備・システムの入替、製造プロセスの改善等に向けた改修による省エネや電力ピーク対策・事業者間の省エネ対策を行う際に必要となる費用を補助する。その際、省エネ法との連携を重視し、より高い水準の省エネの取組を重点的に支援する。（継続）

5. エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業【28年度予算：27.0億円の内数】

省エネ設備等の導入や、目標年度到達前等のトップランナー制度対象製品の設置等を促進するため、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、利子補給を行う。事業の実施に当たっては地域金融機関等との連携を強化し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業等の省エネ投資を後押しする。（継続）

6. 省エネルギー対策導入促進事業【28年度予算：7.5億円の内数】

中小・中堅事業者等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの診断等を実施し、診断事例や省エネ技術を広く情報発信することで、横展開を図る。また、診断によって提案された省エネの取組を促進するため、各地域できめ細かな省エネ相談を実施する「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を構築する。（継続）

7. 環境関連投資促進税制【税制】

平成27年に策定したエネルギーミックスの実現のため、平成28年度税制改正において、地熱発電、木質バイオマス発電設備等の対象設備への追加等の重点化を行った上で、適用期限を2年延長する。（継続）

8. 地域低炭素投資促進ファンド事業【28年度予算：60億円の内数】

一定の採算性・収益性が見込まれるものの、リードタイムや投資回収期間が長期に及ぶこと等に起因するリスクが高く、民間資金が十分に供給されていない再生可能エネルギー事業等の低炭素化プロジェ

クトに民間資金を呼び込むため、これらのプロジェクトに対し、「地域低炭素投資促進ファンド」からの出資を行う。(継続)

9. エコリース促進事業【28年度予算：18.0億円の内数】

低炭素機器の導入に際して多額の初期投資費用（頭金）を負担することが困難な中小企業等に対し、リース料総額の一部を補助することによって、頭金なしの「リース」の活用を促進し低炭素機器の普及を図る。(継続)

10. エコアクション21

中堅・中小事業者等にも取り組みやすいエコアクション21の推進を引き続き図っていくとともに、エコアクション21ガイドラインの改訂草案の作成・検討を実施する。また、CO2削減に特化したプログラムを引き続き補助事業として実施し、環境経営に取り組む中堅・中小企業を増加させる。(継続)

第6節 IT化の促進

1. 政府系金融機関の情報化投資融資制度（IT活用促進資金）【財政投融资】

中小企業におけるITの普及変化に関連した事業環境の変化に対応するため、日本公庫による融資を着実に実施する（継続）

第7節 知的財産対策

1. 特許出願技術動向調査【28年度予算：9.0億円の内数】

市場を獲得する可能性のある技術分野、科学技術政策等の国として推進すべき技術分野を中心に技術テーマを選定し、「市場動向」、「特許出願動向」等の調査結果を踏まえて、日本の産業界の研究開発戦略や知的財産戦略に資する調査結果を特許庁ホームページ等を通じて情報発信する。また、特定の国において市場が創出されると予想される技術分野等を選定し、当該国の「市場動向」、「特許出願動向」等の調査結果を踏まえて、日本の産業界における研究開発戦略、知的財産戦略や事業戦略の策定に有用な情報として提供する。(継続)

2. 中小企業外国出願支援事業【28年度予算：6.3億円の内数】

中小企業等による戦略的な外国出願を促進するため、都道府県中小企業支援センター等及び全国実施機関としてジェトロを通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国への出願に要する費用（外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等）の一部を助成する。28年度はより多くの都道府県中小企業センターに取組を拡大。(継続)

3. 知的財産権制度に関する普及【28年度予算：0.8億円の内数】

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手続等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け、及び最新の法令改正事項を広く説明する法改正の説明会を開

催する。

平成28年度は、初心者向け説明会を47都道府県において開催、実務者向け説明会を全国の主要都市で開催する。(継続)

4. 中小企業等海外侵害対策支援事業【28年度予算：1.3億円の内数】

中小企業の海外での適時適切な産業財産権の権利行使を支援するため、ジェットロを通じて、模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続に要する費用を補助し、海外で現地企業等から知財権侵害で訴えられた場合の弁護士等への相談費用や訴訟に要する費用についても補助を行う。28年度からは新たに冒認商標無効・取消係争の実施に要する費用の補助も開始する。(継続)

5. 特許戦略ポータルサイト【28年度予算：0.1億円の内数】

特許庁ホームページ内の特許戦略ポータルサイトでは、パスワード交付申込みのあった出願人に対し、インターネットを通じて、自社の直近10年間の特許出願件数、審査請求件数、特許査定率等のデータが掲載された「自己分析用データ」を提供する。(継続)

6. 中小企業向けの特許料等の軽減

積極的に研究開発を行う中小企業等に対し、審査請求料や特許料（第1年分から第10年分）を半額に軽減する措置を引き続き実施する。

また、中小ベンチャー企業・小規模企業等に対し、審査請求料、特許料（第1年分から第10年分）、国際出願に係る手数料（調査手数料、送付手数料、予備審査手数料）を1/3に軽減する措置及び国際出願手数料や取扱手数料の2/3に相当する額を交付する措置を引き続き実施する。(継続)

7. 早期審査・早期審理制度

出願人や審判請求人が中小企業・小規模事業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常に比べ早期に審査又は審判を受けられるようになる。(継続)

8. 中小企業の知財に関するワンストップサービスの提供（知財総合支援窓口）【28年度予算：INPIT交付金】

中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供するため、「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、窓口に支援担当者を配置している。また、専門性が高い課題等には知財専門家を活用し解決を図るほか、中小企業支援機関等との連携、知的財産を有効に活用できていない中小企業等の発掘等を通じて、中小企業等の知財活用の促進を図る。平成28年度は、事業の実施主体が（独）工業所有権情報・研修館となり、支援対象を中堅企業まで広げるとともに、職務発明規程に関する支援を行う専門家の更なる拡充を行うなど、支援体制を強化する。(継続)

9. 営業秘密に関するワンストップ支援体制の整備（「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番～」）【28年度予算：INPIT交付金の内数】

平成27年2月2日に独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）に新設した「営業秘密・知財戦略相談窓口～営業秘密110番」においては、知財総合支援窓口とも連携して、主に中小企業を対象に特許としての権利化、営業秘密としての秘匿化を含むオープン・クローズ戦略等の具体的な知的財産戦略に加え、秘匿化を選択した際の営業秘密の管理手法、また営業秘密の漏えい・流出等に関する相談に専門家が対応しており、平成28年度もこれを継続する。特に営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバー攻撃について、相談内容に応じて、警察庁や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）とも連携して対応する体制を継続する。さらに、平成28年度は、営業秘密・知財戦略セミナーやeラーニングコンテンツ等による普及・啓発活動を強化しつつ、本相談窓口の周知を行い中小企業による活用を促進していく。（継続）

10. 新興国等知財情報データベース【28年度予算：0.01億円の内数、INPIT交付金の内数】

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的とする情報発信ウェブサイトであり、新興国等を対象に出願実務、審判・訴訟実務、ライセンス実務情報、統計・制度動向等の情報を提供する。（継続）

11. 海外知的財産プロデューサー派遣事業【28年度予算：INPIT交付金の内数】

独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）において、海外での事業内容や海外展開先の状況・制度等に応じた知的財産戦略策定等、海外における事業展開を知的財産活用の視点から支援するため、海外での事業展開が期待される有望技術を有する中小企業等に対して、知的財産マネジメントの専門家（海外知的財産プロデューサー）を派遣する。（継続）

12. 出張面接審査・テレビ面接審査【28年度予算：0.2億円の内数】

全国各地の中小・ベンチャー企業等の方々への支援を目的として、全国各地の面接会場に審査官が出張する面接審査、及び、インターネット回線を利用し出願人自身のPCから参加できるテレビ面接審査を実施する。（継続）

13. 中小企業等特許情報分析活用支援事業【28年度予算：1.4億円の内数】

中小企業等における効果的な研究開発や権利化等の知財活用を促進するため、中小企業に加えて、地方公共団体、公設試験研究機関、商工会や商工会議所等も対象とした「研究開発」、「出願」及び「審査請求」の各段階のニーズに応じた包括的な特許情報分析を支援する。（継続）

14. 知財金融促進事業【28年度予算：1.0億円の内数】

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」して、金融機関からの融資につなげる包括的な取組を実施する。具体的には、調査会社が中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」した「知財ビジネス評価書」を作成し、知財の専門人材が不足している金融機関に提供することで、同ビジネスが、中小企業への融資判断に適切に反映されることを目指す。

また、知的資産経営についても普及・支援を実施する。（継続）

15. 日本発知財活用ビジネス化支援事業【28年度予算：3.6億円の内数】

中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援するため、ジェットロを通じて以下の取組を行う。

- ①優れた知財を保有する我が国企業等のライセンスビジネスのパートナー候補を、調査によってリストアップし、②及び③の商談機会を活用する。
- ②専門家による国内でのセミナー・研修や、海外での複数回にわたる個別面談などを通じて、海外でのライセンスビジネスにつなげるビジネスモデル構築やブランド戦略策定を支援し、イベント等商談機会を提供する。
- ③国内外での展示会出展、商談会参加等を通じ、ビジネスパートナー候補との商談機会の提供等の支援を実施する。
- ④技術流出の予防を目的として、知財専門家による助言等を実施する。
- ⑤有望な知財を保有する我が国の中堅・中小企業や地域団体商標取得団体の魅力を技術流出に配慮しながら海外に多言語で発信する。(継続)

16. 地域中小企業知的財産支援力強化事業【28年度予算：2.0億円の内数】

中小企業のような課題や地域特性等に応じたきめ細かな支援により中小企業の知財保護・活用を促進するため、意欲の高い地域の支援機関等から先導的・先進的な知財支援の取組を経済産業局を通じ募集し、その実施を支援する。28年度は、国として一律に解決が困難な重点課題の解決を重視した取組への支援を新設する。(継続)

17. 海外知財訴訟保険補助事業【28年度予算：0.6億円の内数】

中小企業等が海外知財訴訟への対抗措置を取ることができるようにするため、全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険制度を創設する。

中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の1/2を補助する。掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進する。(新規)

18. 地方創生のための事業プロデューサー派遣事業【28年度予算：1.0億円の内数】

新規事業として、地方における事業化機能拡充のため、潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築・活用しながら、シーズのマッチングから事業資金調達、販路開拓までを含めた事業創出環境整備を支援する「事業プロデューサー」の派遣を平成28年度より開始する。(新規)

19. 特許情報の提供

特許情報について、高度化、多様化するユーザーニーズに応えるべく、「特許電子図書館」を刷新し、新たな特許情報提供サービス「特許情報プラットフォーム (J-PlatPat)」の提供を平成27年3月より開始している。J-PlatPatは使いやすいインターフェースを備え、国内の特許、実用新案、意匠、商標の公報の検索や、経過情報の照会機能等を有している。

また、外国特許文献、特に急増する中国・韓国特許文献を日本語で調査できるように「中韓文献翻訳・検索システム」の提供を平成27年1月より、ASEAN等の日本企業の進出が著しい諸外国の特許情

報を照会する「外国特許情報サービス（FOPISER）」の提供を平成27年8月より、それぞれ開始している。

なお、いずれのサービスもインターネットを介して無料にて提供している。（継続）

第8節 標準化の推進

1. 中堅・中小企業等における標準化の戦略的活用の推進

「日本再興戦略」改訂2015、知的財産推進計画2015に基づき「新市場創造型標準化制度」等を活用して中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を推進するとともに、自治体・産業振興機関、地域金融機関、大学・公的研究機関（パートナー機関）と一般財団法人日本規格協会（JSA）が連携し地域において標準化の戦略的活用に関する情報提供・助言等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制度」を引き続き実施する。（継続）